二　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第三十二条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

48　法別表第一の四十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十三条第一項又は第三十二条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第三十一条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

49～99　［略］

100　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四十　略］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　略］

101　［略］

102　法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四十　略］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　略］

103～175　［略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

2　法別表第二の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

3　法別表第二の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

4　法別表第二の一の四の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

5　法別表第二の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

6　法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第三十二条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

［新設］

47～97　［同上］

98　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四十　同上］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　同上］

99　［同上］

100　法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四十　同上］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　同上］

101～173　［同上］

（法別表第一の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

2　法別表第二の一の二の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

3　法別表第二の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

4　法別表第二の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］